



人財登録制度のお知らせ

OB・OGの皆様は、「人材」以上の貴重なJEMICの財産「人財」です。

これまで培ってきた知識や経験を活かして、もう一度JEMICで働きませんか？

対象者

JEMIC勤務年数
5年以上、
当所をご退職後
10年以内
心身ともに健康な方

雇用形態

臨時員又は契約職員。
勤務時間、契約期間は
ご相談ください。

待遇

時給制。交通費支給。
仕事内容により
個別に決定します。

登録方法

当所ホームページの「登録用紙」に必要事項をご記入の上、下記連絡先宛て、メールで送付してください。

採用方法

ご登録内容に見合った業務がある場合に、適宜、ご連絡します。契約内容は、面接を実施した上で、個別に決定します。

当制度については、電話又はメールでお問合せください。
ご登録お待ちしております。

日本電気計器検定所
総務部 労務グループ
担当 林

E-mail roumu@jemic.go.jp
TEL 03-3451-1184 (平日8:30~17:15)
FAX 03-3451-1364

